

持続的経営を支える経営基盤



マネジメント体制
コーポレートガバナンス
コンプライアンス・リスク管理・危機管理

マネジメント体制

2025年6月26日現在



代表取締役社長
むねまさ ひろし
宗政 寛
(1975年7月17日生)

2003年1月 当社入社
2007年6月 当社取締役役員室付特命担当
2013年6月 当社取締役副社長執行役員
2017年1月 当社代表取締役社長、現任

〔重要な兼職の状況〕

株式会社バイオ代表取締役社長
宗政酒造株式会社代表取締役会長
一般財団法人サニックススポーツ振興財団代表理事
株式会社サニックスエナジー代表取締役会長
株式会社S E ウイングス代表取締役会長
株式会社サニックス・ソフトウェア・デザイン代表取締役社長



取締役 常務執行役員
ますだ みちまさ
増田 道正
(1977年8月16日生)

2001年4月 当社入社
2010年7月 経理部長
2012年6月 取締役経理部長
2015年6月 取締役常務執行役員経理部長兼IT推進担当
2018年8月 (株)サニックス太陽光でんき代表取締役社長、現任
2019年11月 取締役常務執行役員管理本部副部長兼エネルギー事業本部エネルギー事業開発部長
2022年6月 取締役常務執行役員コーポレート本部長兼管理本部長
2023年7月 取締役常務執行役員経営企画本部長
2025年4月 取締役常務執行役員グループ経営本部長、現任



取締役 常務執行役員
たけい ひでき
武井 秀樹
(1970年7月21日生)

1999年8月 当社入社
2009年12月 環境資源開発事業本部管理部長
2016年4月 執行役員環境資源開発事業本部長兼管理部長
2016年6月 常務執行役員環境資源開発事業本部長
2017年10月 取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長
2022年4月 取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長兼資源リサイクル事業部長
2024年4月 取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長兼資源リサイクル事業部長兼資源循環事業会社設立準備室長
2024年5月 株式会社サニックス資源開発グループ代表取締役社長、現任
2025年1月 取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長兼資源循環事業会社設立準備室長、現任

〔重要な兼職の状況〕

株式会社サニックス資源開発グループ代表取締役社長



取締役(社外)
しおばら けいいち
塩原 恵一
(1963年1月13日生)

1986年4月 三菱商事株式会社入社
1996年4月 米国三菱商事会社(ニューヨーク)
2009年4月 三菱商事株式会社 非鉄金属本部 商品市場事業ユニットマネージャー
2011年4月 三菱商事(中国) 商業有限公司(北京)
2013年1月 Triland Metals Ltd. 出向(Chairman&CEO) (ロンドン)
2015年4月 欧州三菱商事会社(兼) 欧州・アフリカ部門担当(金属) (ロンドン)
2016年4月 三菱商事株式会社 金属グループCEOオフィス室長
2018年4月 三菱商事株式会社 執行役員就任、Mitsubishi Corporation RtM International Pte. Ltd. 出向(Chairman & CEO) (兼) 金属資源トレーディング本部長(シンガポール)
2020年4月 三菱商事株式会社 執行役員 金属資源トレーディング本部長
2021年4月 同社執行役員 金属資源グループCEOオフィス室長
2022年4月 同社顧問
2024年5月 当社顧問
2025年6月 当社社外取締役、現任



取締役
(常勤監査等委員)
かねこ けんじ
金子 賢治
(1951年10月2日生)

1970年4月 株式会社西日本相互銀行(現株式会社西日本シティ銀行) 入行
2005年6月 同行執行役員博多支店長兼福岡中央ブロッコ長
2006年10月 同行執行役員筑後地区本部長
2008年3月 当社出向、顧問
2008年6月 常務取締役事業戦略担当
2008年10月 常務取締役事業戦略担当兼環境資源開発事業本部長
2010年6月 常務取締役HS事業本部特別販売部長
2011年9月 常務取締役管理本部担当
2017年4月 取締役常務執行役員SE・HS・ES事業統括本部副本部長兼特別販売部長
2021年4月 取締役常務執行役員SE・HS・ES事業統括本部副本部長兼法人営業部長
2024年6月 取締役常勤監査等委員、現任



社外取締役
(監査等委員)
かねこ なおき
金子 直幹
(1967年5月8日生)

2001年6月 株式会社トヨタレンタリース福岡代表取締役社長、現任
2005年5月 福岡昭和タクシー株式会社代表取締役社長、現任
2006年6月 福岡トヨタ自動車株式会社代表取締役社長、現任
2010年2月 昭和グループマーケティング株式会社代表取締役社長、現任
2010年5月 トヨタL & F 福岡株式会社代表取締役社長、現任
2013年6月 トヨタカラー福岡株式会社代表取締役会長、現任
2014年6月 昭和自動車株式会社代表取締役会長、現任
2015年6月 当社社外取締役
2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)、現任
2019年10月 福岡トヨペット株式会社代表取締役会長、現任
2020年4月 トヨタモビリティサービス福岡株式会社代表取締役会長
2022年2月 一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長
2024年2月 一般社団法人日本自動車販売協会連合会理事相談役、現任



社外取締役
(監査等委員)
ばば さだひと
馬場 貞仁
(1954年4月3日生)

1978年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社) 入社
1992年2月 トヨタ自動車九州株式会社転籍
1998年1月 同社生産管理部生産企画室長
2001年4月 同社生産管理部長
2003年4月 同社経営管理部長
2003年6月 同社取締役
2007年6月 同社常務取締役
2011年6月 同社専務取締役
2014年6月 同社代表取締役副社長
2018年6月 公益財団法人飯塚研究開発機構理事長
2021年1月 トヨタ自動車九州株式会社エグゼクティブアドバイザー
2021年6月 リックス株式会社社外取締役(監査等委員)
2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)、現任

コーポレートガバナンス

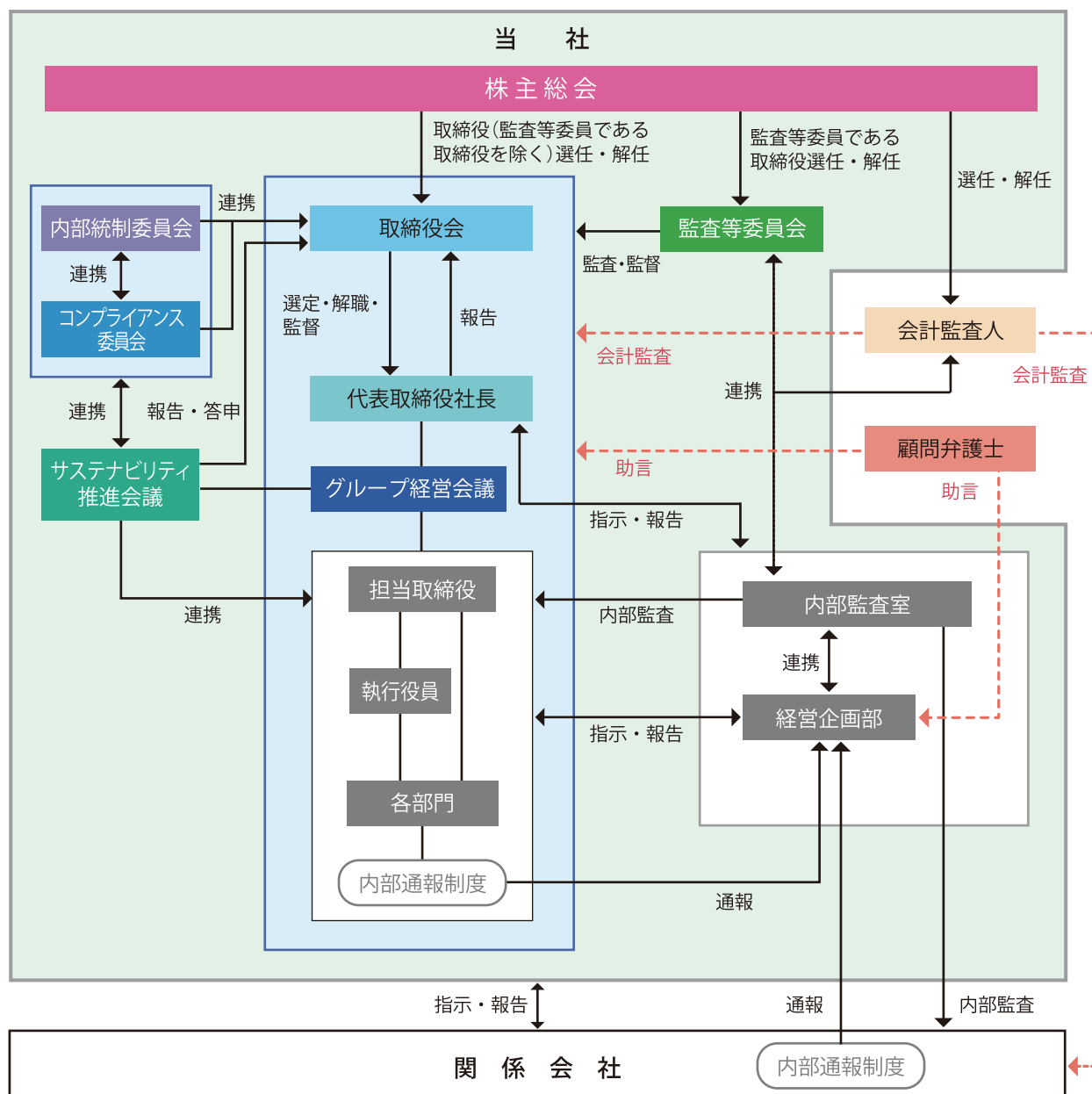
サニックスグループでは、コーポレートガバナンスは、企業倫理に基づく社会的責任をもった経営のあり方を問われている重大な問題であるという認識のもと、企業価値の最大化、ならびに株主重視の経営を行うべく、意思決定の効率化、経営の監督機能、経営の公正性および透明性、コンプライアンス遵守などが十分機能する体制の構築を図るとともに、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築します。

■経営の健全性と意思決定の効率化を図るコーポレートガバナンス体制

サニックスグループは、さらなる企業価値向上に資するとの判断により、監査等委員会設置会社の形態を採用しています。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役、取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化と経営の公正性、および透明性の高度化を図ります。また、取締役会が業務執行の決定を、広く取締役に委任できるようにすることで、業務執行と監督を分離し、意思決定の効率化を図ります。

■コーポレートガバナンス模式図（2025年4月1日現在）

当社は、2025年4月1日付で持株会社体制に移行しました。移行後の企業統治の体制は以下のとおりです。



■取締役会の役割

サニックスグループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、適法かつ迅速に重要事項（経営計画や経営戦略）に対する適切な意思決定を行うとともに、監査等委員会と協働して取締役（監査等委員であるものを除く）および執行役員の職務執行を監督する。

■監査等委員会の役割

取締役の職務執行の監査・監督、会計監査人の選任・解任および不再任に関する議案の内容の決定ならびに監査報酬に係る権限の行使など、その他法令および監査等委員会規程により定められた事項を実施する。

■内部統制委員会

- ・内部統制の整備・運用を推進するとともに、有効性の評価結果の取りまとめを行う。
- ・サニックスグループの事業を取り巻く内外のリスク要因を見直し、取締役会に報告する。
- ・適正な財務報告を実現するため、監査等委員会と緊密に連携し、適時適切に意見交換を行い、内部統制の実効性を高める。
- ・委員長は取締役社長とし、主要事業会社の社長、グループ経営本部長、その他管掌部門長が委員として構成される。経営企画部内に事務局を置き、運営にあたる。

■監査体制（三様監査）

監査等委員は、経営会議等重要な会議に出席することで収集した各種情報を監査等委員会で共有することにより、取締役の職務遂行を監査・監督することとしています。また、会計監査人と緊密な意見交換を行い、内部監査および内部統制関連部署とは、そのレポートラインに監査等委員会を加えることにより連携を密にし、適時適切な監査・監督を実施します。

内部監査については、各部門および各事業所における業務に関して監査を行う組織として社長直轄の「内部監査室」を設置し、会社が定める規程などの遵守状況や業務全般に関して妥当性、有効性、適法性について監査し、取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、随時関係部門に勧告、是正指導等を実施します。

■社外取締役の活動状況並びに出席状況（2024年度）

	出席状況		主な活動状況（期待される役割に関して行った職務の概要）
	上段：取締役会	下段：監査等委員会	
金子 直幹	15/16	93.8%	会社の代表取締役としての経営経験などから、中長期的視点に基づく経営に対する有益な助言ならびに、取締役会の機能および議論のあり方について有益な助言を行い、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、経営に対する監督機能を果たしている。
	13/14	92.9%	
久保田 康史	16/16	100.0%	法律専門家としての経験と見識に基づき、特に経営全般・ガバナンス強化のための有益な助言を行い、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、経営に対する監督機能を果たしている。
	14/14	100.0%	
馬場 貞仁	14/16	87.5%	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることなどから、中長期的視点に基づく経営に対する有益な助言ならびに、取締役会の機能および議論のあり方について有益な助言を行い、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、経営に対する監督機能を果たしている。
	13/14	92.9%	
大江 啓之	13/13 [※]	100.0%	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることなどから、中長期的視点に基づく経営に対する有益な助言ならびに、取締役会の機能および議論のあり方について有益な助言を行い、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、経営に対する監督機能を果たしている。
	10/10 [※]	100.0%	

※取締役就任後の開催数

■コンプライアンス委員会

業務運営の適正化を目的として、代表取締役社長を委員長、コンプライアンス管掌部門長を副委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています（詳細は次ページ参照）。

コンプライアンス・リスク管理・危機管理

サニックスグループは、サステナブルな社会の実現に寄与する事業活動を行っている立場から、コンプライアンスを健全な企業経営の根幹と位置づけています。組織全体にコンプライアンスの意識を浸透させるため、新入社員研修カリキュラムにコンプライアンスに関する講義を含むほか、各事業部門の事業内容に関連する法令よりも厳しい基準となる「自主行動基準」を定め、その遵守に努めています。

コンプライアンス遵守をはじめ、リスクの発生を未然に防ぐための対策を講じる一方で、危機が発生した際の対応についても、その影響を最小限に抑える措置を講じています。

■コンプライアンス遵守体制

■コンプライアンス委員会

サニックスグループでは業務運営の適正化を目的として、代表取締役社長を委員長、コンプライアンス管掌部門長を副委員長、各事業部門主管部長およびその他選任委員を構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置しています。

2006年度以降、89回開催しています（2025年3月末時点）。また、必要に応じて取締役会や内部統制委員会と連携を図っています。

なお、2025年4月のホールディングス体制移行に伴い新設した子会社についても、重大リスク等の懸念事項が確認された場合には、遅滞なく当社に報告が上がる体制としています。

■情報セキュリティ

個人情報保護

サニックスグループは、創業以来、多数の個人のお客様とお取引させていただいています。そのため、当社グループは個人情報適切に管理することを社会的責務と考え、「情報セキュリティ方針」とは別に「個人情報保護方針」を定め、役員・従業員および関係者に周知徹底を図り、個人情報の保護に努めています。

個人情報については、当社グループが行う事業の範囲内で収集目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度において適法かつ公正な手段によって行うものとし、管理する個人情報は、当社グループにおいて処理されるすべての個人情報を対象としています。

データセンターの活用やペーパーレス化による物理的対策

BCP^{*}の観点から、基幹業務に影響する各種サーバーを外部のデータセンターに移設し、ランサムウェアへの感染も想定して、定期的にオフライン環境でのデータバックアップを実施しております。加えて、2024年1月に施行された改正電子帳簿保存法に基づき、可能な限りペーパーレス化を推進しています。

※BCP…Business Continuity Plan（事業継続計画）のこと。大規模な災害や感染症を想定したもののですが、当社グループではサイバー攻撃を想定したシステムやネットワークの早期復旧など、IT観点でのBCP対策も進めています。

脆弱性診断に基づく技術的対策

外部の専門家によるアタックスurface^{*}を対象とした脆弱性診断を実施し、当社グループの情報インフラ・ネットワークに致命的な脆弱性がないことを確認しています。また、従前より運用監視ルールに基づき、不正なアクセスを常時監視・遮断しています。併せて、2024年4月に施行された改正個人情報保護法に基づき、ウェブスキミング等の不正な手段により個人情報が盗まれるケースを想定し、さらにサイバーセキュリティ対策を強化していきます。

※アタックスurface…サイバー攻撃される可能性のある端末や機器などのこと。



管理体制の構築ならびに従業員教育による人的対策

個人情報の管理については、個人情報保護方針の実施および運用に関する責任と権限をもつ個人情報保護統括管理者を設置し、その指揮のもとに、各事業本部に個人情報取扱管理者、各事業所に個人情報保護取扱責任者を配置することで、網羅的に管理を行う体制を構築しています。

併せて、手口が巧妙化し、被害件数も増加傾向にあるサイバー攻撃を踏まえ、全ての従業員に対する継続的な教育の実施が必要不可欠であると考え、サニックスグループでは入社時のみならず入社後においても継続的なオンライン研修コンテンツを用意し、情報セキュリティに関するリテラシーを向上させています。

■通報制度

■ 内部通報制度

不法行為などの早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、内部通報制度を設けています。この制度は、サニックスグループ従業員に限らず、従業員の家族や建設業に係る協力会社など、幅広く利用することができます。2024年度は、国内外グループ全体で10件の通報を受け付け、すべて然るべき手順で、解決を図っています。なお、財務諸表に影響を与えるような内容はありません。

なお、2025年4月1日のホールディングス体制移行後においては、親会社である当社に内部通報窓口を設けるほか、各社でも通報窓口の設置を可能とし、広く通報を受け付けられる体制としています（50ページ「コーポレートガバナンス体制図」参照）。

■営業活動におけるコンプライアンスの具体的な取り組み

■ 自主行動基準

法令遵守はもとより、コンプライアンスに準拠した質の高いサービスの提供を目的として、事業部門ごとに、各事業内容に即した「自主行動基準」を策定し、各事業部門内で共有しています。なお、関連法令の改正などの社会情勢の変化に応じ当該自主行動基準を適宜改定しています。

■ コンプライアンス推進協議会



B to C の事業を行う部門については、毎月営業店舗単位でコンプライアンス推進協議会を開催しています。営業活動に密接に関わる特定商取引に関する法律（特定商取引法）に留まらず、自主行動基準やお客様満足度向上などをテーマに全職種で意見を出し合いコンプライアンス意識の向上や定着を図っています。

■ 訪問販売員教育

訪問販売を行うH S 事業部門では、全事業所の所長および全営業・顧客管理職について、公益社団法人日本訪問販売協会の定める「JDSA認定教育登録」を推進しています（2025年3月現在、246名が取得）。また、当登録制度の充実強化策として設けられている「訪問販売員教育指導者」を、社内に22名配置し（2025年3月末現在）、登録制度に係る教育の徹底および、教育レベルの維持を図っています。

〈JDSA認定教育登録とは〉

販売員に対する教育を行い、その資質の向上を図ることを目的とする制度。公益社団法人日本訪問販売協会が定めた教育カリキュラムを履修し、試験に合格した販売員を登録するとともに、「JDSA認定教育登録証」が交付される。



▲訪問販売員教育指導者資格証

JDSA認定教育登録 当社教育カリキュラム

教育項目		カリキュラム	受講形態	備考
専門	当社の歴史と社会的役割 / 当業界に必要となる専門教育（商品知識等）	会社の歴史・役割（70分） 一般建築物（140分）	一定期間に、各自、社内のeラーニングで、全カリキュラムを受講した後、テストを受け合格する。	テキストは当社で作成し、公益社団法人日本訪問販売協会の審査を受けたものを使用。
		シロアリ（70分×2） 基礎補修（70分）		
		換気関連（70分×2） 遮熱・断熱（70分）		
標準	訪問販売員の心得 / 遵守すべき法規制 / 関連確報の要点	特定商取引法・割賦販売法等（360分）	当社で集合研修。	

■サプライヤー（持続性のあるバリューチェーンの構築）

■ 安定的な調達に向けて

サニックスグループでは、サプライヤーにおける災害発生時や事故発生時、需給逼迫時などにおける調達リスクを軽減し、安定した調達を継続するために、国や地域のもつ固有のリスクや特徴などを加味した上で、

- ①品目ごとに設定した安全在庫数量の管理
- ②マルチサプライヤー化の推進
- ③代替品の検討
- ④物流ルートの把握

などを実施しています。

■危機管理とBCP

■ 危機管理

お客様、業務関係者、地域住民またはサニックスグループ従業員(以下、すべてをまとめて「ステークホルダー」という)の肉体的、精神的、または財産の安全を脅かす事案が発生した場合、あるいは発生する恐れがある場合、その対応を間違えると、会社の信頼やビジネスに大きく影響を及ぼしてしまいます。影響が大きいと思われる事案について、「危機管理対応規程」を定めています。

＜基本方針＞

- 1.重大事案に関する危機管理では、影響を受けた、あるいは受ける恐れのあるステークホルダーの安全と安心の確保を行動の基本方針とし、誠意ある対応に努める。
- 2.重大事案の原因が他者にある場合、事実を適正に扱い、当該他者の隠蔽、虚偽もしくは不正行為には加担、協力しない。
- 3.ステークホルダーの人身や生活環境(自然環境、動植物含む)に損害がない、あるいは限定的であっても、「今後発生するかもしれない」「拡大するかもしれない」というリスク認識のもとで行動する。

＜重大事案の種類＞

- A) 製品の安全性による人的および物的被害
- B) 工場の操業による周辺環境への被害
- C) 自然災害による二次災害
- D) 個人または法人顧客情報の流出
- E) 役員あるいは社員による不正行為
- F) 社員を含む会社資産に大きな損害が認められる事案

左記に該当する何らかの事案が発生した場合、事案の「程度」と「範囲」によって評価します。

重大と判断した事案については、速やかに対策本部を設置し、問題解決と被害拡大の収束および再発防止に取り組めます。

■BCP(事業継続計画)

サニックスグループでは、地震、風水害等の自然災害、火災などの緊急事態に遭遇した場合において、従業員とその家族の安全を確保しながら事業資産の被害を最小限に留めつつ、事業の継続あるいは早期復旧を図ることにより、お客様、お取引先様などからの信頼の維持、および会社の存続を図り、ひいては社会経済の発展に資することを目的に、事業継続計画を定めています。

＜サニックスグループの災害時における基本方針＞

- 1.従業員とその家族の生命・安全の確保を最優先とする。
- 2.事業へのダメージを極小化し速やかに業務の早期復旧を図る。
- 3.顧客との信頼関係を第一とする行動をとる。
- 4.サニックスグループとして求められる社会的責務を遂行する。



サニックス博多ビル(本社)の防災訓練(2024.8.26)。定期的な各種取り組みにより、従業員の防災意識の向上を図るとともに、緊急事態への備えを強化しています。